

平成 29 年度「東京手仕事」 商品動画コンテンツ制作業務委託に係る仕様書

1 件名

平成 29 年度「東京手仕事」商品動画コンテンツ制作業務委託

2 目的

(公財) 東京都中小企業振興公社 (以下、「公社」と言う) が推進する「伝統工芸品の商品開発・普及促進プロジェクト」のプロジェクトブランドである「東京手仕事」の国内外への情報発信力を強化し、プロジェクト参画商品の理解促進及び販路開拓を図るため、参画商品をよりわかりやすく魅力的にし、発信力と訴求力のある動画コンテンツを制作していくこととする。

3 「東京手仕事」商品動画コンテンツ制作方針

- (1) 「東京手仕事」商品をわかりやすく魅力的に紹介する
「東京手仕事」商品のそれぞれの特徴と魅力・訴求ポイントを分析し、商品に合わせた動画コンテンツを制作すること。動画コンテンツは基本的にカラーで制作し、長さは1動画あたり3分程度とする。
- (2) 「東京手仕事」商品の特徴に考慮した演出を行う
「東京手仕事」商品の特徴に合わせて、様々な演出を行い、商品を美しく魅力的に伝える動画コンテンツを制作する。
- (3) 動画コンテンツ内には、作り手(職人)インタビューシーンを取り入れる
「東京手仕事」商品の作り手(職人)にインタビューを行い、商品づくりの背景や特長について語ってもらうシーンを撮影し、動画コンテンツ内に取り入れる。
- (4) 動画コンテンツには、BGM やテロップ(英訳)を入れる
制作する全ての動画コンテンツは、BGM の他、テロップ(英訳)を入れ、外国人向けに配慮した仕様で制作を行う。
- (5) 動画コンテンツには、興味を引くような動画タイトルをつける
制作する全ての動画コンテンツには、様々な人が興味を引くような動画タイトルをつける。
- (6) 動画コンテンツを簡単に紹介する説明文をつくる
制作する全ての動画コンテンツには、東京手仕事ブランドサイトへのアップの際に必要な簡単な説明文を制作する。
- (7) 「東京手仕事」のブランドクオリティを維持し、興味関心を高める
現状の「東京手仕事」のブランドクオリティを維持しながら、「東京手仕事」に関する興味関心を喚起し、理解促進を図っていく動画コンテンツを制作する。
- (8) その他、公社が必要と判断した素材を制作する
全ての動画コンテンツの演出・制作にあたっては、公社の指示に従い、必要に応じて調整と編集を行う。

4 委託内容

(1) 動画コンテンツの企画・素材制作 合計30事業者

①撮影する商品手配や事業者への取材調整（30事業者への連絡）

・撮影する商品手配や事業者への取材に向けたアポイントを全30事業者に連絡し、スケジュールを調整すること。

②動画コンテンツ制作のための情報収集及び素材開発（30事業者の工房取材）

・動画コンテンツ制作に向けて、全30事業者の工房に取材に行き、事業者や工房、制作工程、商品の背景・ストーリー等の動画を撮影し、動画素材を収集すること。

・工房取材に関しては、最低7名以上（プロデューサー1名、制作進行1名、ディレクター1名、アシスタントディレクター1名、カメラマン1名、録音担当1名、照明1名）で対応すること。スタッフの移動は、ロケバスを活用して行うこと。

・事業者の都合により、取材が複数回になる場合があることも考慮すること。

③全ての動画コンテンツ制作のための情報整理（必要動画等の素材整理）

・工房取材を通して、得られた動画から、必要情報を抽出し、動画コンテンツ制作に向けた素材整理を行うこと。

④全ての動画コンテンツの演出方法の検討（30のシナリオづくり）

・全30の動画コンテンツについて、それぞれに対しての演出方法を検討し、シナリオを制作し、公社に提出すること。公社の指示に従い、必要に応じて、演出方法の修正を最大3回まで行うこととする。

⑤全ての動画コンテンツの撮影業務（撮影スタジオでの動画撮影）

・全30の動画コンテンツの制作に向けて、商品の撮影を撮影スタジオで行い、事業者インタビューや制作工程、及び商品撮影等、商品の魅力を様々な方向から引き出すこと。

・スタジオ撮影は1日4事業者以内とし、8回延べ8日間とする。

・スタジオ撮影に関しては、下記スタッフで対応すること

プロデューサー（*1）1名、制作進行1名、ディレクター1名、アシスタントディレクター2名以上、コピーライター（*2）1名、カメラマン（*3）1名、アシスタントカメラマン1名、ビデオオペレーター1名、録音担当2名、照明チーフ（*4）1名、ライトマン3名、ヘアメイク1名、スタンドインモデル1名以上（撮影内容に合わせて）

*1：過去に伝統工芸の映像の取材撮影経験を持つ演出のプロデューサーであること。実績の提出を求められた時には応じること。

*2：伝統工芸職人等に関する出版経験のある者、実績出版物の提出を求められた時には応じること。

*3：化粧品、車、光学機器などCM撮影経験のあるカメラマンが担当すること。

*4：化粧品、車、光学機器などCM撮影経験のある照明マンが担当すること。

⑥全ての動画コンテンツの制作業務（30のコンテンツ編集、動画トリミング）

・取材時の撮影及び、撮影スタジオでの内容を編集・動画トリミングを行い、全30の動画コンテンツを制作すること。

・BGMは1事業者に対してそれぞれ1楽曲つけること。著作権は買取りとすること。

・効果音（SE）、及び効果音を含めた音楽（ME）を含めること。

・公社の指示に従い、必要に応じて、動画コンテンツの修正を各動画につき最大3回まで行うこととする。

⑦全ての動画コンテンツについての説明文制作業務（30タイトル、紹介テキスト）

- ・全30の動画コンテンツに対して、動画タイトル会議を2回以上行い、注目されるようなコピータイトルを検討すること。また、併せて動画説明用のテキストもそれぞれ制作すること。

- ・動画説明用のテキストは、それぞれ約200文字とし、動画を見たいくなるような訴求力があり、魅力的なものとする。

- ・出来上がったテキストに関しては、公社の監修のもと、修正は各テキストにつき最大3回まで行うこととする。

⑧全30の動画コンテンツ内及び動画説明用テキスト等の翻訳業務（英語）

- ・全30の動画コンテンツ内のタイトル、テロップ、説明内容、及び動画説明用テキストに関して、翻訳を行い、外国人への対応を図ること。

⑨全30の動画コンテンツの最終音の調整（MA、音楽、音声、テロップ等）

- ・全30の動画コンテンツ音や画像処理を終えた状態で、スタジオで試写し、確認を行うこと。

- ・MA用のスタジオは、8名以上が入る仕様とすること。

- ・試写後は出演した事業者の内容確認を取り、公社の指示により、修正は各動画につき最大4回まで行うこととする。

- ・本編集は最低フレームレベルで行うこと。

- ・本編集後もスタジオで試写を行い、最終確認すること。

5 業務委託実施における必須事項

本業務を行うにあたっては、以下の全て条件を満たす仕様にする。

(1) 取材について

①「東京手仕事」映像ディレクターの指示に従い、進めること。

②以下機材を用意し、取材にあたること。

- ・4K以上、かつ、ハイスピード対応の動画撮影用カメラ
- ・CCDカメラ（接写時に使用予定）
- ・録音機材（コメント録り用として使用予定）
- ・タングステン10キロ 2灯以上
- ・レフ板、背景サベージ（グレイと白）、スタンド、カポック5枚以上、鏡、黒ボード

(2) 撮影について

①公社の指示に従い、進めること。

②以下を用意し、撮影にあたること。

<撮影スタジオの仕様>

- ・170㎡以上（撮影部分：白ホリ50㎡以上、併設控室：60㎡以上）
- ・ブルーバック対応
- ・高さ9m以上で、スカイ対応
- ・その他、出演者（事業者）用控室として別室1部屋を用意

<撮影時に最低限必要な機材>

(ア) カメラ機材

- ・4K以上、かつ、ハイスピード対応の動画撮影用カメラ
- ・CCDカメラ（接写時に使用予定）

- ・確認用モニター 2 台
- (イ) 音声機材
 - ・ブーム、ピンマイク、コメント録音機材（インタビュー用）
- (ウ) 照明機材
 - ・スカイHMI 20キロ 2灯以上、10キロ、5キロ 5灯以上
 - ・Bi-Flex Lite LED 1セット以上
 - ・マルチチューブセット 2セット以上
 - ・トレーシングペーパー、レフ板、スタンド、カポック10枚以上、
- (エ) 特殊機材
 - ・フィッシャー以上、ドーリー、レール、(チューリップ) クレーン
- (オ) 美術
 - ・撮影用ターンテーブル、畳、水槽、台、椅子、商品用撮影台、黒幕、白幕

(3) 翻訳について

- ①翻訳にあたっては、オックスフォード大学・ケンブリッジ大学出身レベル相応のネイティブの人材を雇用し、EU圏で格調を維持できる英語による翻訳を実施すること。
- ②ネイティブに違和感のない翻訳とすること。

6 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 東京に本社事務所を構えており、かつ、東京都指名参加資格を有すること。
- (3) 東京都における伝統工芸品の現状と課題に関する十分な知見を有すること。
- (4) 伝統工芸品の普及促進及び販売促進に関する十分な知見を有すること。
- (5) これまでに、ウェブサイトを用いた伝統工芸品の普及促進及び販売促進を目的としたウェブサイトの運用の履行実績を有するものであること。
- (6) 本ウェブサイト上で参画事業者の掲載商品の販売支援を遂行するために必要な体制及び実績を有すること。

7 履行場所

公社が指定する場所

8 納品形態

制作したデータを格納したポータブルHDDによること

9 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年3月30日（金）まで

10 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

1.1 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

1.2 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報等は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

1.3 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別紙2に定めるところによる。

1.4 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の指定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

1.5 支払方法

委託業務完了を確認後、適正な請求書を受理した翌月末までに一括して支払う。

1.6 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

1.7 連絡先

(公財) 東京都中小企業振興公社 城東支社
東京手仕事プロジェクト 普及促進事務局 國分・米澤・広瀬
電話03-5680-4631 FAX 03-5680-0710